

表彰対象者基準表

区分	対象及び功績基準		想定される職等	想定所管課	備考
①自治功勞 地方自治の振興発展に尽力し、功績が顕著な者	市長	8年以上	市長	総務課	現役を除く
	市議会議員	20年以上	市議会議員	議会事務局	〃
	副市長・教育長	12年以上	副市長・教育長	総務課 教育政策課	〃
	選出道議会議員	12年以上	選出道議会議員	総務課	〃
	選出国会議員	8年以上	選出国会議員	総務課	〃
	議会の同意を得て市長が任命する委員 前各項目に定める者のほか、特に功績顕著と認められる者	16年以上 —	教育、選挙管理、監査、公平委員会、農業、固定資産評価 各委員	各委員会	〃
②教育文化功勞 教育文化又はスポーツの振興に尽力し、功績が顕著な者	学校教育	20年以上	学校医、学校歯科医等	教育政策課	
	社会教育	20年以上	社会教育委員、社会教育関係団体等	政策調整課 生涯学習課 子育て支援課	
	体育	20年以上	スポーツに尽力された方等	生涯学習課	
	文化	20年以上	文化振興に尽力された方等	生涯学習課	
	前各項目に定める者のほか、特に功績顕著と認められる者	—			
③産業経済功勞 産業の振興または経済の発展に尽力し、功績が顕著な者	農業部門	20年以上	農業振興に尽力した方等	農林水産課	
	水産業部門	20年以上	漁業振興に尽力された方等	農林水産課	
	水産加工業部門	20年以上	水産加工振興に尽力された方等	経済観光課	
	商工業部門	20年以上	商店街振興組合役員、土木建設事業の振興に尽力された方等	経済観光課 都市整備課 建築住宅課	
	林業部門	20年以上	林産業振興に尽力された方等	農林水産課	
	商工会議所	20年以上	会頭、副会頭等	経済観光課	
	農業協同組合	20年以上	組合長、組合理事等	農林水産課	
	漁業協同組合	20年以上	組合長、組合理事等	農林水産課	
	水産加工協同組合	20年以上	組合長、組合理事等	農林水産課	
	森林組合	20年以上	組合長、組合理事等	農林水産課	
前各項目に定める者のほか、特に功績顕著と認められる者	—				
④社会福祉功勞 社会福祉の向上に尽力し、功績が顕著な者	社会福祉	20年以上	社会的弱者支援、障害者更生支援者、福祉施設を慰問している団体等	社会福祉課	
	交通安全	20年以上	交通安全協会役員、指導員等	総務課	
	青年の育成	20年以上	青少年健全育成委員会等	子育て支援課	
	民生委員	20年以上	民生児童委員	社会福祉課	
	人権擁護委員	20年以上	人権擁護委員	市民課	
	保護司	20年以上	保護司	社会福祉課	
前各項目に定める者のほか、特に功績顕著と認められる者	—				
⑤保健衛生功勞 保健衛生、環境衛生の向上に尽力し、功績が顕著な者	保健衛生	20年以上	保健、医療、食品関係において地域に貢献した方等	経済観光課 保健医療課	
	環境衛生	20年以上	環境衛生関係において地域に貢献した方等	環境保全課	
前各項目に定める者のほか、特に功績顕著と認められる者	—				
⑥防犯・防災功勞 警察や消防に協力し、犯罪や災害等の防止に尽力し、功績が顕著な者	消防団員	20年以上		消防本部	
	防犯	20年以上	防犯協会役員	総務課	
	防災	20年以上	地域の防災活動に尽力された方等	総務課	
	前各項目に定める者のほか、特に功績顕著と認められる者	—			
⑦その他の功勞 前各号の分野に該当しないが、前各号に掲げるものと同等の功績があると認められる者	前各号と同等の功績	20年以上	町内会の役員等	政策調整課 その他関係課	
	市長が特に功績が顕著であると認める者	—	人目につかない領域において率先して奉仕活動を続けられている方等	関係課	

功勞表彰